

群馬大学生体調節研究所規程

	平成16. 4. 1	制	定
改正	平成16.12. 1	平成19. 4. 1	
	平成21.10. 6	平成21.11. 1	
	平成23.10. 1	平成25. 7. 1	
	平成26. 4. 1	平成26.12. 1	
	平成27. 5. 1	平成28. 4. 5	
	平成28.10. 4	平成29. 4. 4	
	平成31. 4. 1	令和 2. 4. 1	
	令和 2. 9. 1	令和 3. 3. 1	
	令和 3. 4. 1		

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学学則第6条の規定に基づき、群馬大学生体調節研究所（以下「研究所」という。）に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 研究所は、生体調節に関する医学及び薬学の学理の探求及び応用研究を行うことを目的とする。

(研究部門)

第3条 研究所に、次の研究部門及び研究分野を置く。

部 門	分 野
生体情報	細胞構造
	代謝エピジェネティクス
	生体膜機能
	個体代謝生理学
病態制御	遺伝生化学
	分子糖代謝制御
	代謝疾患医科学
	粘膜エコシステム制御

(附属研究施設)

第4条 研究所に、次の附属の研究施設を置く。

生体情報ゲノムリソースセンター
代謝シグナル研究展開センター
拠点研究支援センター

2 附属研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(所 長)

第5条 研究所に、所長を置く。

2 所長は、研究所を代表し、その運営に関する事項を統括する。

3 所長適任者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第6条 研究所に、教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第7条 研究所に、共同利用・共同研究拠点に関する重要事項を審議するため、群馬大学生体調節研究所共同利用・共同研究拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、所長が行う。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。